

関原発 第170号
平成30年6月29日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根茂樹

平成29年度「保安検査に活用する安全にかかる指標」の報告について

標記につきましては、原規規発第1604135号（平成28年4月13日付け）に基づき
下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告する資料

平成29年度 大飯発電所 「保安検査に活用する安全にかかる指標」（添付資料のとおり）

以上

添付資料

大飯発電所 保安検査に活用する安全にかかる指標

大飯発電所 保安検査に活用する安全にかかる指標

No.	分類	項目		2017年度	備考	
1		保安作業(A・Bランク)において、保全計画で定められた定期的を実施するもの以外で突発的に実施する改造・修繕工事の回数(運転中および定期検査中に不具合等を発見し急遽改造、修繕工事を行った件数)を運転中/停止中に分けて提示。	1-① 運転中の工事件数	-		
			上記のうち保安規定の「運転上の制限」に記載されている機器を対象とする工事(再掲)	-		
			1-② 停止中の工事件数	16件		
			上記のうち保安規定の「運転上の制限」に記載されている機器を対象とする工事(再掲)	4件		
2	作業計画	保安作業(A・Bランク)において、保全計画で定められた定期的を実施するもの以外で突発的に実施する改造・修繕工事(No.1の工事)で、実施計画時に設定した作業期間を2回以上変更した件数を運転中/停止中に分けて提示。	2-① 1-①のうち、作業期間を2回以上変更した件数	-		
			上記のうち保安規定の「運転上の制限」に記載されている機器を対象とする工事(再掲)	-		
			2-② 1-②のうち、作業期間を2回以上変更した件数	0件		
			上記のうち保安規定の「運転上の制限」に記載されている機器を対象とする工事(再掲)	0件		
3		保安作業(A・Bランク)において、保全計画で定められた定期的を実施するもの以外で突発的に実施する改造・修繕工事の件数(No.1の工事)のうちの暫定的な改造工事件数を運転中/停止中に分けて提示。	3-① 1-①のうち、暫定的な改造工事の件数	-		
			上記のうち保安規定の「運転上の制限」に記載されている機器を対象とする工事(再掲)	-		
			3-② 1-②のうち、暫定的な改造工事の件数	0件		
			上記のうち保安規定の「運転上の制限」に記載されている機器を対象とする工事(再掲)	0件		
4	訓練	①原災法に基づく総合訓練および要素訓練の回数・人数	4-①-(a) 総合訓練	実施回数 参加人数(社員) 参加人数(協力会社他)	1回 264人 36人	
			4-①-(b) 要素訓練	訓練項目1	要員参集訓練	
				訓練回数	1回	
				参加人数	10人	
				訓練項目2	緊急時環境モニタリング訓練	
				訓練回数	55回	
				参加人数	247人	
				訓練項目3	発電所退避誘導訓練	
				訓練回数	1回	
			参加人数	2217人		
			訓練項目4	全交流電源喪失対応訓練		
			訓練回数	606回		
			参加人数	363人		
			4-②-(a) 総合訓練	発電所	4件	
				本店	3件	
			4-②-(b) 要素訓練		0件	「プラント情報を迅速かつ正確に共有するための個別訓練」は除外。
③SA成立性確認訓練(運転員を含む緊急安全対策要員対象)の回数・人数 ④③に関する合否実績	4-③④-(a) a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認(シミュレータによる成立性確認)	実施回数	602回(人・手順)			
		参加人数	86人			
		合否実績	全員合格			
	4-③④-(b) b 現場主体の操作に係る成立性確認のうち(a)技術的能力の成立性確認	実施回数	1567回(人・手順)			
		参加人数	392人			
		合否実績	全員合格			
	4-③④-(c) b 現場主体の操作に係る成立性確認のうち(b)机上訓練による有効性評価の成立性確認	実施回数	0回(人・手順)			
		参加人数	0人			
合否実績		未実施				
4-③④-(d) b 現場主体の操作に係る成立性確認のうち(c)現場訓練による有効性評価の成立性確認	実施回数	1回				
	参加人数	34人				
	合否実績	全員合格				
5	リスク	当社のリスクモニタによる、再稼動後の定期検査期間中のCDF(炉心損傷頻度)の評価結果のうち ①平均値 ②ピーク値	5-① CDF(炉心損傷頻度)の平均値	-		
			5-② CDF(炉心損傷頻度)のピーク値	-		
6	警報	①トリップ発生に関連するファーストアウト警報発信回数 ②原子炉トリップパーシャル作動警報発信回数	6-① トリップ発生に関連するファーストアウト警報発信回数	0回		
			6-② 原子炉トリップパーシャル作動警報発信回数	0回		

No.	分類	項目		2017年度	備考
7	安全文化	安全文化醸成活動に関する評価(検査)結果	(安全文化総合評価票の総合所見の記載事項を流用)	(記載省略)	
8		年度内に発生した全ての不適合の件数を区分毎(A, B, C)に提示 [不適合区分の定義] A:トラブル情報、保全品質情報及び重要な不適合(設備またはプロセスに係るもの) B:A区分以外のプロセスに係る不適合 C:A区分以外の設備に係る不適合(M35不具合情報に登録されたもの)	8-① 不適合区分Aの全件数	0件	
			8-② 不適合区分Bの全件数	4件	
			8-③ 不適合区分Cの全件数	579件	
9		全ての不適合のうち、年度末時点で処置が未完了となっている件数(過年度からの繰越し案件を含む)を区分毎(A, B, C)に提示。完了とは、是正処置を要するものは是正処置まで完了したもの(不適合・是正処置票を完了したもの)をいう。	9-① 不適合区分Aの処置未完了件数(繰越し案件を含む)	0件	
			9-② 不適合区分Bの処置未完了件数(繰越し案件を含む)	0件	
			9-③ 不適合区分Cの処置未完了件数(繰越し案件を含む)	670件	
10		年度内に発生した全ての不適合(NO.8の不適合のうち、是正処置を行ったもの)のうち、再発した件数を区分毎(A, B, C)に提示。なお遡る対象は前年度分と今年度分とする。	10-① 8-①(不適合区分A)で是正処置を行ったもののうち、再発した件数	0件	
			10-② 8-②(不適合区分B)で是正処置を行ったもののうち、再発した件数	0件	
			10-③ 8-③(不適合区分C)で是正処置を行ったもののうち、再発した件数	0件	
11	不適合関連	年度内に発生した全ての不適合(NO.8の不適合)のうち、安全上重要な設備に関する件数を区分毎(A, B, C)に提示。 [安全上重要な設備] 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針で定められているクラス1、クラス2、クラス3に属する構築物、系統及び機器	11-① 8-①(不適合区分A)のうち、安全上重要な設備に関する件数	0件	
			11-② 8-②のうち、安全上重要な設備に関する件数(不適合区分B)	0件	
			11-③ 8-③のうち、安全上重要な設備に関する件数(不適合区分C)	198件	
12		年度内に発生した全ての不適合(NO.8の不適合)のうち、ヒューマンエラーに起因する不適合の件数を区分毎(A, B, C)に提示。	12-① 8-①(不適合区分A)のうち、ヒューマンエラーに起因する不適合の件数	0件	
			12-② 8-②(不適合区分B)のうち、ヒューマンエラーに起因する不適合の件数	4件	
			12-③ 8-③(不適合区分C)のうち、ヒューマンエラーに起因する不適合の件数	0件	
13		①年度内に発行された予防処置カードの件数。 ②年度末時点で水平展開が未完了となっている不適合の件数(過年度からの繰越し案件を含む)。なお、再稼働後に水平展開すべきとしていたものは除く。	13-①-(a) 不適合区分Aに関して予防措置カードが発行された件数	1件	
			13-②-(a) 水平展開が未完了となっている不適合区分Aの件数(繰越し案件を含む)	1件	
			13-①-(b) 不適合区分Bに関して予防措置カードが発行された件数	7件	
			13-②-(b) 水平展開が未完了となっている不適合区分Bの件数(繰越し案件を含む)	2件	
			13-①-(c) 不適合区分Cに関して予防措置カードが発行された件数	0件	
			13-②-(c) 水平展開が未完了となっている不適合区分Cの件数(繰越し案件を含む)	0件	
14	R C A	根本原因分析を要する事象件数と直接原因分析を要する事象件数	14-① 根本原因分析を要する事象件数	0件	
			14-② 直接原因分析を要する事象件数	0件	
15		「不適合等の根本原因分析に係る要綱」第2章2.スクリーニング基準②に該当する事象の件数 [スクリーニング基準②] それ自身は安全上重要ではないが、不適合に類似性がある事象や頻発傾向を示している事象で、組織としての問題が潜在している可能性がある事象	15 「不適合等の根本原因分析に係る要綱」 第2章2.スクリーニング基準②に該当する事象の件数	0件	

No.	分類	項目		2017年度	備考
16		内部監査の実施回数。内部監査とは、発電所を対象として実施した経営監査室及び発電所自身による監査とする。	16-① 経営監査室による監査の実施回数	17回	
			16-② 発電所自身による監査の実施回数	7回	
17		No.16の監査において検出された内部監査の不適合等(不適合、改善要望、良好事例)の件数を区分毎に提示。 ※経営監査室分は、当該年度中に正式に通知されたものとし、当該年度中に通知のなかったものは次回前年度分としてカッコ書きで表示	17-①-(a) 16-①で検出された不適合の件数	0件	
			前年度実施の監査で検出された不適合で翌年度に通知されたもの	0件	
			17-①-(b) 16-①で検出された改善要望の件数	0件	
			前年度実施の監査で検出された改善要望で翌年度に通知されたもの	0件	
			17-①-(c) 16-①で検出された良好事例の件数	0件	
			前年度実施の監査で検出された良好事例で翌年度に通知されたもの	0件	
			17-②-(a) 16-②で検出された不適合の件数	0件	
			17-②-(b) 16-②で検出された改善要望の件数	0件	
18	内部監査	内部監査の不適合(改善要望含む)のうち年度末時点で処置が未完了となっている件数(過年度からの繰越し案件を含む)を区分毎に提示。なお、再稼働後に処置すべきとしていたものは除く。	18-①-(a) 経営監査室の監査で検出された不適合の処置未完了件数(繰越し案件を含む)	0件	
			18-①-(b) 経営監査室の監査で検出された改善要望の処置未完了件数(繰越し案件を含む)	0件	
			18-②-(a) 発電所自身の監査で検出された不適合の処置未完了件数(繰越し案件を含む)	0件	
			18-②-(b) 発電所自身の監査で検出された改善要望の処置未完了件数(繰越し案件を含む)	0件	
19	内部監査の不適合(改善要望含む)の処置期限の達成割合を区分毎に提示。	19-①-(a) 経営監査室の監査で検出された不適合の処置期限の達成割合	—	「—」は過年度分含めて対象なし	
		19-①-(b) 経営監査室の監査で検出された改善要望の処置期限の達成割合	—	「—」は過年度分含めて対象なし	
		19-②-(a) 発電所自身の監査で検出された不適合の処置期限の達成割合	—		
		19-②-(b) 発電所自身の監査で検出された改善要望の処置期限の達成割合	—	「—」は過年度分含めて対象なし	
20	内部監査による不適合の再発件数。なお遡る対象は前年度分と今年度分とする。	20-①-(a) 経営監査室の監査で検出された不適合の再発件数	0件		
		20-②-(a) 発電所自身の監査で検出された不適合の再発件数	0件		
21		マネジメントレビューの実施回数	21 マネジメントレビューの実施回数	1回	
22	マネジメントレビュー	①マネジメントレビューにおける指示事項件数 ②①のうち年度末時点で未完了となっている件数。ただし継続案件の計上については 個別の案件毎に判断する。	22-① マネジメントレビューにおける指示事項件数	14件	MRにおける指示事項件数は、H28年度の指示件数を示す
			22-② 22-①のうち年度末時点で未完了となっている件数	0件	H29年度末時点でH28年度指示事項の処置状況を示す
23	マネジメントレビュー	マネジメントレビューによる再指示件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	23 マネジメントレビューによる再指示件数	0件	継続案件は計上していない
24	マネジメントレビュー	①発電所長レビューにおける指示事項件数 ②①のうち年度末時点で未完了となっている件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	24-① 発電所長レビューにおける指示事項件数	3件	発電所レビューにおける指示事項件数は、H28年度の指示件数を示す
			24-② 24-①のうち年度末時点で未完了となっている件数	0件	H29年度末時点でH28年度指示事項の処置状況を示す
25	マネジメントレビュー	発電所長レビューによる再指示件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	25 発電所長レビューによる再指示件数	0件	
26		原子力安全検証委員会の実施回数	26 原子力安全検証委員会の実施回数	3回	
27	外部からの指摘	原子力安全検証委員会にいただいた「ご意見」の件数	27 「ご意見」の件数	8件	
28		原子力安全検証委員会にいただいた「ご意見」のうち年度末時点で処置が未完了の件数(過年度からの繰越し案件を含む)。	28 「ご意見」のうち年度末時点で処置が未完了の件数(繰越し案件を含む)	0件	
29		原子力安全検証委員会にいただいた「ご意見」で、処置期限が設けられたものがあればその達成割合を提示。	29 処置期限が設けられた「ご意見」があればその達成割合	—	対象案件なし
30	外部からの指摘	原子力安全検証委員会の「ご意見」の再発件数。ただし継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	30 「ご意見」の再発件数	0件	